

日の出町合併70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用取扱 要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日の出町合併70周年を迎えることを記念し、祝賀の機運を高めることを目的に、日の出町合併70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク（以下「キャッチフレーズ・ロゴマーク」という。）を日の出町（以下「町」という。）以外の者が使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャッチフレーズ・ロゴマーク)

第2条 キャッチフレーズ・ロゴマークは、別記のとおりとする。

(使用)

第3条 キャッチフレーズ・ロゴマークを使用できる者は、第1条の趣旨に賛同し、この要綱に沿った手続きを行う個人、企業及び団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は使用できない。

- (1) 町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党及び宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、団体、企業等の営利又は宣伝のみを目的とすると認めるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業に該当するとき。
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長がその使用について不適當であると認めるとき。

(使用承認申請)

第4条 キャッチフレーズ・ロゴマークを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ日の出町合併70周年記念キャッチフレーズ・ロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適當と認めるとき。

(使用承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、使用の可否を決定し、日の出町合併70周年記念キャッチフレーズ・ロ

ゴマーク使用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、使用者に通知するものとする。

2 町長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

（使用承認期間）

第6条 使用承認期間は、町長が必要があると認める場合を除き、令和8年3月31日までとする。

（使用料）

第7条 キャッチフレーズ・ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用後の報告）

第8条 町は、必要と認める場合について、使用者に使用の報告を求めることができる。

（使用上の遵守事項）

第9条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容に従い使用し、町長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用の権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) キャッチフレーズ・ロゴマークは、編集して使用しないこと。ただし、町長が認めるときはその限りでない。
- (4) キャッチフレーズ・ロゴマークは、縦横の比率及び配色を変更して使用しないこと。ただし、町長が認める場合はこの限りでない。
- (5) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録しないこと。

（使用承認の取消し等）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、若しくは使用を中止させ、又は、使用物件を回収させる等の措置をとることができる。

- (1) この要綱の定める事項に違反したとき。
- (2) 使用承認の条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないとしたとき。

（責任の制限）

第11条 前条の規定により使用承認を取り消した場合において、使用者に損害が生じて、町はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

2 使用者が、キャッチフレーズ・ロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わないものとする。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、キャッチフレーズ・ロゴマークの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第11条の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別記（第2条関係）

- 1 キャッチフレーズとロゴマーク



自然と共存していく日の出町の未来へ

- 2 キャッチフレーズとロゴマーク（周年記念事業使用時）



合併

町制施行

70th・50th

自然と共存していく日の出町の未来へ

- 3 ロゴマークのみ

